

令和2年度 相談支援事業所アップルメント事業計画
(特定相談支援事業)

I 事業の目的

特定相談支援事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、特定相談支援事業の円滑な運営管理を図る。また障害の種別を問わず、利用者自らが望む場所で社会の一員として日常生活、または社会生活を送ることができるよう解決すべきニーズ等を把握してうえで必要な福祉サービスの利用の支援に繋げる。利用者及び家族の意思及び人格を尊重し、利用者や家族に寄り添った支援を行う。さらには委託相談支援事業所や医療、行政、各障害福祉サービス事業所等と連携し、チームアプローチの支援を行う。

II 事業の内容

I, 特定相談事業

(1) 計画相談支援

① サービス利用支援

障害福祉サービス利用者に対して、サービス等利用計画の作成を行う。

必要に応じて社会福祉資源等の情報提供、障害者支援施設等への紹介を行い、障害福祉サービス事業所等との連携調整をし、サービス担当者会議の開催をする。サービス担当者会議においてはサービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から専門的な意見をもらう。また、各障害福祉サービス事業所が利用者または家族の思いを理解した上で各事業所が連携を図り支援を進めていけるように取り組んでいく。

② 継続サービス利用支援

定期的にサービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直し（モニターリング）を行う。

(2) 基本相談

すべての障害者及びその保護者または介護者などから社会生活を営む上で野相談に応じる。

2, 専門的な人材の確保及び養成

行動障害を伴う知的障害者や精神障害者に対して専門的な対応ができるように体制の確保に努める。

- ① 強度行動障害支援者養成研修、精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修等に参加し、自己研鑽に努める。
- ② 大分県知的障害者施設協議会相談支援部会等の研修会、大分市障害者相談支援センター主催の事例検討会に参加し、スキルアップを図る

3 相談支援と防災

研修等において、災害時相談支援員としての関わりが重要であることが言われているようになっている。別府においては相談支援員が個別避難計画の作成を始めている。大分市はまだ取り組みには至っていない。

サービス等利用計画を作成する中で利用者のかたの地域に応じて「災害時の備え」という項目を追加したり、サービス担当者会議やモニターリングの時などに一緒に考えて行く機会を作ったりしていく。

4、地域との連携

利用者の望む生活の実現に向けて、相談支援専門員が1人ですべてを解決するのは困難である。保健・医療・教育等の分野やインフォーマルも含めた関係者と相互に連携し、行政である市町村も含めた地域がチームとなって問題・課題解決に当たることが必要である。地域連携の重要性を意識し、相談支援に取り組んでいく。

また、現在ある資源では十分に支援ができない場合もある。相談支援専門員はそのような場合に課題の提示ができ、新たな社会資源の開発や社会資源の改善に向けて伝えていくことができる。委託相談支援事業所や自立支援協議会を通じて関係機関につなぎ共に検討士、地域に働きかけていけるように努めていく。